

四街道市第2回農業委員会議事録

平成30年 5月 9日(水)

第2回 農業委員会 総会 会議次第

日時： 平成30年 5月 9日
午後 2時00分より
場所： 福祉センター3階視聴覚室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

7番 野村 裕治郎 委員

8番 福田 泰敏 委員

3. 議 事

- 議案第1号 農地法第5条による許可申請について
議案第2号 平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第6号 下限面積（別段面積）の設定について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号による農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席農業委員（14名）議席順

1番 松戸芳子	2番 小金井貞夫
3番 林田静治	5番 橋本豊
6番 永野久雄	7番 野村裕治郎
8番 福田泰敏	9番 岡田英明
10番 江原清	11番 中村永治
12番 井岡信夫	13番 船津守
14番 細野裕樹	15番 中村礼奈

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	金親 信治
主 幹	池田 等
副 主 査	林田 良一
主 事	酒井 哲也

平成30年度第2回定例農業委員会総会議事録

日時：平成30年5月9日（水）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階視聴覚室

1. 開 会

○議 長 それでは議長を務めさせていただきます。平成30年度第2回定例農業委員会総会を開会致します。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は14名全員です。会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告致します。

次に、本日の議事録署名委員は7番の野村委員さん、8番の福田委員さんをお願いします。

なお、本日は傍聴者がおりませんことをご報告致します。

3. 議 事

○議 長 それでは議事に移ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について整理番号1項について、ご説明致します。

申請地は、大日の畑 2,479 m²で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されるところです。

土地利用計画は、譲受人が、譲渡人の土地を賃借し、太陽光パネルを995枚設置し、発電出力250キロワットの太陽光発電施設を整備するものです。

周辺農地への被害防除ですが、敷地周囲に高さ1.8メートルのネットフェンスを設置します。日照や通風に支障をきたさないようにし、また、土砂の流出や碎石の飛散がないようにするとともに、除草もきちんに行い、周辺に迷惑のかからないようにするとのことでした。

資金については、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。

他法令関係ですが、土砂等の搬入はありませんので、残土条例は適用外であり、開発許可についても適用外であります。

なお、太陽光発電については、経済産業省の設備認定を受けています。

位置につきましては、26ページ、27ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○議 長 議案第1号につきましては、去る5月2日に第1班による事前調査会が行なわれております。班長の江原委員さん、説明をお願いします。

○江原班長 事務局の説明の通り5月2日に事前調査を1班のメンバーと担当地区の方と事務局等で行いました。

譲受人、譲渡人の関係は親子であります。詳しくは地区担当からお願い致します。

○議 長 それでは地区担当の細野委員さん、説明をお願いします。

○細野委員 14番細野です。申請地のまず場所でございますけれども、東関東自動車道を背にして志津方面に向かっていきますと、道なりにカーブを曲がって富士見ヶ丘会館というのが出てくるんですが、そこを左折です。四街道老人ホームを見てそれをもっと直進していただきます。付近に目標になるものが無いんですけれども、中央牧草センターというのがありまして、牧草の畑の奥のこちらになります。

事前調査の時に杭が今一つ不明だったものですから、申請者に杭の存在を明らかにするよ
うにということをお願いをいたしまして、そのあと3日ぐらいかかったんですが、私が行って現
地確認を致しまして、申請図面のとおり杭の方は確認しております。ちょっと深くて、30c
m近く掘ってやっと出てきたという感じの杭でございました。きちんと確認はしております。
その他詳細については事務局から説明があった通りでございます。 以上です。

○議 長 ただ今、議案第1号につきまして、事務局及び班長さん、並びに地区担当の細野委
員さんから説明がありましたが、質問はございませんか。

野村委員挙手

○議 長 野村委員

○野村委員 この道路は多分狭いと思うんですけれども、この十字路の辺りの隅切りとかそ
うするのは要望したんでしょうか。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 すいません。説明の中で申し上げればよかったのですが、現地は十字路が窮屈な
ものですから、申請者の方に隅切りと若干のセットバックをお願いして、話的には快諾してい

ただいております。

野村委員挙手

○議 長 野村委員

○野村委員 はい、わかりました。

○議 長 他に質問はありませんか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 先ほどの説明の中に設備認定を受けているとあったんですけど、設備認定を受けているというのはどういうことですか。

○議 長 簡単に言うと、東電がやってもいいですよ、買いますよということです。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 そうですか。はい、わかりました。

○議 長 さっきの野村さんの質問で隅切りとセットバックは図面で新しく出たんですか。

○事務局 こちらについては必ず詳細な図面の方を提出させます。

○議 長 そうですね。

岡田委員挙手

○議 長 岡田委員

○岡田委員 前面の道路の幅員というのは両方同じですか。何mですか。

○議 長 セットバックや隅切りもそうなんですけれども、地主さんの好意にお願いするしかないということで、江原さんも当日の事前調査会の時におっしゃったんですけれども、トラク

ターとか車が通る時にセットバックと隅切りをお願いしたいとお願いしたら、了解ですとは言ってもらっているんです。どのくらいというのがわからない。

細野委員挙手

○議長 細野委員

○細野委員 道路が狭くて、現状自体がすでに道路上に杭の表示があるという状況なんですね。ですから、セットバックしていなくても現地に行くと、既に個人の土地を踏んづけているような状況になっております。話としてはその部分プラスアルファで考えてもらえるということでございました。

ただ、口約束ですから担保というのはありません。ですから、もし担保ということであれば図面を差し替えて提出していただくような方法もあるのかなというふうに思います。

事務局挙手

○議長 事務局

○事務局 そこでの審査で農業委員さんの方から指摘を受けたということなので、それを条件にということで、事務局としては必ずお示ししますから間違いございません。幅員、隅切り部分についても27ページの図面では分かりにくいんですけど、申請地の対角になっている場所は既に隅切りが施されています。そこまでは必ずとっていただくようには現地で1班のメンバーが必ずその図面は差し替えるようには指導します。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 今のお話を聞いていますと、要するに私有地なわけですよ。所有者の好意ということですよ。それを条件として指定してよろしいのかということですが。

○議長 条件として付けているわけではなくて、こちらから地主さんをお願いしてやっています。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 ネットフェンスの位置を下げてもらわないと、現状では9尺で完全に他人の土地

に入っている。

○議長 そうです。当日そういう申し入れを先方にしたら、先方はいいですよと言っていた。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 それは許可条件ということでは無く、あくまでもということですよね。

○議長 そうです。四街道市の農業委員会が許可するわけではないので、許可は出来ないので。これは太陽光発電ですけれども、事業者の方も地元の方も、共存共栄でいかななくてはならないからその辺はお互いさまで、お互いの思いやりでやってくださいというしかないんです。これが出来ないなら駄目だとは出来ませんから。長いことやっていてそれが駄目だって言われたのはほとんどないです。

細野委員挙手

○議長 細野委員

○細野委員 現地では2.7m道路ですか、十字路をきっちり取っちゃうと、普通車でも右折とか左折も厳しい状況です。結局通る人もそうですけれども、持っている地主さんも困るのは同じ状況ですので、あくまでも所有権がどうのこうのというよりも、善意にお願いする形になるかと思います。

○議長 他に質問ございませんか。

橋本委員挙手

○議長 橋本委員

○橋本委員 それはセットバックしても、設計で建てるパネルの数、設備は入る大きさなんですか。

江原委員挙手

○議長 江原委員

○江原委員 代理人の方と地主の方と話をしたんですけど、フェンスの位置は最初の計画からは境界よりも下げてフェンスを建てると言っていました。ですから大丈夫です。

○議 長 これからいろんな案件が出てきたときに、そういうお願いをするときには早めに先方に言わないと、計算上最初の予定と数が変わる。だからこっちで遠慮して言わないのではなくて、先に言って、好意でこの部分を下がって欲しいと言わないと、絶対面積は必ず減りますから、そこに入るパネルも資材も減るという可能性も多分にありますから。その辺を早く知らしめるためにも事前調査会の時にその辺は遠慮しないではっきりと言ってもらって。命令するのではなくて好意に甘えるだけなんですけれども、言ってもらった方がお互いのためかなと思います。事前調査会の時に事業者さんとか設計屋さんに来ていれば、その場ですぐ返事が出来ると思うんだけど、代理人とか全くわからない人が来ているとなると、その返事はすぐには出来ませんから。一回帰ってとか2、3日後とかになっちゃうと、総会までにと話になっちゃういますから。

○議 長 他に質問がございませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決をおこないます。議案第1号につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号については、可決致します。

○議 長 次に議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。議案第2号については、農業委員が関係する事案でございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで当該委員の退席をお願いします。

審議終了後に入室願います。

(委員1名入室)

○議 長 市産業振興課職員の入室願います。

(市産業振興課職員入室)

○議 長 事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開きください。
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定を求められたものでございます。

3ページをお開き下さい。

平成30年度第2次農用地利用集積計画（案）です。

今回は4件となります。新規が1件、更新が3件です

3ページの番号1は、新規であり、借受者が公益社団法人 千葉県園芸協会、いわゆる農地中間管理機構です。利用権は、賃借権、終期は、平成40年12月末日となっております。番号2～4についてはいずれも更新です。利用権の種類については、番号2と4は使用貸借権、番号3は賃借権です。その他につきましては記載のとおりです。

4ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

整理番号1の借受者は、公益社団法人 千葉県園芸協会、先ほど申しました農地中間管理機構です。

以下、記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

○議 長 それでは続きまして産業振興課の説明をお願いします。

○産業振興課 今回農地中間管理機構ということで農地利用集積計画を定めたものであります。皆さんもご存じだと思いますが、去年1、2件ありまして、農地中間管理機構を利用する際は、機構がまず土地所有者から農地を借りる必要があります。第3号議案になりますが、配分計画により機構が借りた土地を誰が耕作するのかとなります。こちらも第3号議案で詳しく述べますが、人・農地プランで出てきた佐倉市在住の方となります。簡単ではありますが、説明は以上とさせていただきます。

○議 長 有難うございました。ただ今、事務局及び産業振興課の方から説明がありましたが、質問はありませんか。

○議 長 よろしいですか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号については、可決致します。

○議 長 審議が終了しましたので、退席委員の入室をお願いします。

(委員 1 名入室)

○議 長 次に、議案第 3 号農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 5 ページをお開き下さい。

議案第 3 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求められたものです。

6 ページをお開き下さい。

農用地利用配分計画（案）の集計票です。

山梨地区 8 筆、計 3, 4 2 1 m²です。

中間管理機構から借り受ける者は記載のとおりです。

7 ページをお開き下さい。

農用地利用配分計画（案）の各筆明細一覧です。

こちらも記載のとおりとなっております。

8 ページをお開き下さい。

利用権の配分を受ける者の農業経営の状況等です。

権利設定を受ける者は、佐倉市に住所を有する方です。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議 長 それでは次に、産業振興課の説明をお願いします。

○産業振興課 それでは座って説明させていただきます。まず今回の農業状況ですが、先ほど事務局の方から説明をいただいておりますので、省略させていただきます。

今回は配分計画となりますが、まず配分計画とは何か改めて説明させていただきます。

この配分計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定によるものであります。その 18 条によりますと、農地中間管理機構が取得した中間管理権を設定または移転する計画であります。端的に申し上げますと、先ほどの集積計画により機構が土地所有者から借りた農地を誰に貸し出すかを定めた計画のことであります。先ほど中間管理権と申し上げましたが、中間管理権とは何かといいますと、こちらも同じく農地中間管理機構推進法に関する法律で規程されていますが、農地中間管理機構が設定出来る賃借権や使用賃借権、また農地法による利用権または所有権の設定できる権利のことであります。

今回の場合の中間管理機構権でございますが、物納ですので、機構が設定する権利と致しましては、賃借権の設定となります。

説明は簡単ではありますが、以上とさせていただきます。

○議 長 ただ今第3号議案につきまして事務局及び市産業振興課担当者から説明がありましたが、質問はありませんか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 かなり小さい田んぼまで入っていると思うんだけど、これは三角地帯ではなかったっけ。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 田んぼのところは台形です。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 地形は悪かったんだけど、そこを含めてですか。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 そうですね。そこを含めて。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 分かりました。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 耕地整理のやり直しとか、何枚かを1枚にするとかの工事は管理機構がやってくれるという条件ですか。

産業振興課挙手

○議長 産業振興課

○産業振興課 今回の場合はその条件に該当しません。と言いますのは、機構がおこなう区画整理の事業は、15年以上の貸付期間があることが条件になっております。今回の場合は10年と6・7カ月ですので、管理機構の条件には該当いたしません。

江原委員挙手

○議長 江原委員

○江原委員 地主が合筆を認めてくれれば、借主が勝手にいじってもOKですか。

産業振興課挙手

○議長 産業振興課

○産業振興課 機構の事業によらず、借主自体が機構側と相談していただいて。

江原委員挙手

○議長 江原委員

○江原委員 地権者がOKを出している。

産業振興課挙手

○議長 産業振興課

○産業振興課 ただ、今回の場合は借り上げる形になりますので、まずは一度相談していただいて、それから決めるということだと思います。

○議長 その相談ということはどことやるのか。借りる立場とすれば、中間管理機構から借りるから中間管理機構に相談するか、今、江原委員さんが言ったのは地主さんに相談する。話の順番から言ったら中間管理機構が間に入っているんだから、中間管理機構に話をしると。それから中間管理機構が地主さんと話をしてくれるのか。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 ちょっとそこまでは確認していません。回答は出来ませんので、ただその段階では市役所でもいいですし、所有者が中間管理機構に相談していただいても問題はないと思います。どうなるかは今現在はっきりした回答を申し上げられません。また別途機会があれば回答させていただきます。

○議 長 とりあえず市の方に相談。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 まずは市の方に相談していただければ一番いいかなと思います。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 このケースは地主が中間管理機構を選んだのか、それとも借主が機構を選んだのでしょうか。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 地主が中間管理機構を選定しました。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 それを借主が機構使用。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 話が中間管理機構を利用したいと。公的機関が入るから安心という話がございました。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 それは地主の判断ですか。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 それは地主の話です。そういった話がありましたので、今回は借り受けた形にして、こういう希望があるんだけど。実際に打合せの場を設けて、最終的に機構を使うという判断になりました。

○議 長 この件で集積協力金は出るの。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 細かく見ていかないと、断定は出来ないんですけども、おそらく該当すると思います。経営転換協力金といいますと、簡単に言いますと、田んぼや畑をやっている方が畑だけ辞めるとか、そういった場合には、その部分の減少するすべての土地や、自分の所有する田んぼでも畑でも、もうやらないと思うので、そういった土地をすべて機構に貸し付けた際に払われる協力金です。農地台帳を見る限り四街道市の農地は、すべて今回のこの方に貸し付けることになっておりますので、該当すると思います。ただ他の要件は全ての農地ですので、他の市町村で持っているかどうかを確認しなければいけませんので。

後は経営転換協力金の場合ですと、遊休農地を所有していたら駄目なんですよ。全ての農地なので、兎に角、遊休農地を持っていると駄目なので、確かそこを確認した限りではこの方は持っていなかったはずなんですけれども、そういった要件をしっかりと精査しないと、今の段階で該当するとは言えないんですけど、おそらく該当すると思われれます。

○議 長 はい、わかりました。

○議 長 他に質問ありませんか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 さっきの10年の期間ですけど、これは地主が10年貸しますとなっているのか、それとも借主が10年は借りますなのか。10年は誰が決めるの。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 10年の希望は地主さんです。長い間借りてもらい、公的機関ということもあります。基本的に10年となっております。

○橋本委員 借主があまり機構を使っていないんじゃないかなと思って。利用集積でほとんどやっている感じなので、今回初めてじゃないかなという感じがしたので、メリット、デメリットを知らないで10年をやったんじゃないかなと思ったんで。

産業振興課挙手

○議 長 産業振興課

○産業振興課 今回の借主の意見は皆様も感じていると思うんですけど、手続きが煩雑だとかそういうことがありまして、借主の方も感じているんですけども、今回は地主からの申し出です。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 はい。

○議 長 他に質問はございませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第3号につきまして、賛

成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号については可決致します。

○議 長 審議が終了しましたので、産業振興課の退席をお願い致します。お疲れ様です。

○産業振興課 有難うございました。

○事務局 有難うございました。

(産業振興課職員退室)

○議 長 次に、議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。横にページがふってあります。

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてをご説明致します。

この議案につきましては、農林水産省からの通知(平成21年1月23日付 20経営第5791号 農業委員会の適正な事務実施について)に基づき、毎年、実施しているものでございます。平成29年度の農業委員会の活動について、その点検・評価(案)の承認を求めるものです。

内容につきましては、池田主幹から説明致します。

○池田主幹 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。今年の4月9日付けで農業委員・農地利用最適化推進委員さんに対して意見照会しており4月20日までに取りまとめましたが、特に意見はございませんでした。5月9日最適化対策推進会議を行い、意見を伺った結果変更はありませんでした。

それでは9ページですね。平成29年度の目標達成に向けた活動の点検・評価。1の農業委員会の状況は平成30年3月31日現在です。下の方の2に行きまして、農業委員会の現在の体制です。農業委員14名、農地利用最適化推進委員8名で活動しております。

10ページをお願い致します。担い手への農地の利用集積、集約化。1. 現状と課題 これまでの集積面積84.1ha、集積率10.5%です。2. 平成29年度の目標及び実績ですが、集積目標80.9ha、集積実績84.1ha、新規実績が10.6haとなっております、3. の目標の達成に向けた活動の実績では、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が耕作不可能農業者の情報収集を行い、荒廃させる前に規模拡大を図りたい農家への利用集積を

図ったとさせていただきます。

1 1 ページをお願い致します。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、27年度、28年度は新規参入者はありませんでしたが、29年度の新規参入者は4経営体です。3. 目標の達成に向けた活動の活動実績と4、目標及び活動に対する評価ですが、市産業振興課、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる新規参入を積極的に推進していくことにしました。

1 2 ページをお願い致します。遊休農地に関する評価です。2. の平成29年度の目標及び実績ですが、解消目標2ha、解消実績は0.3haで、4の目標及び活動に対する評価です。

1 3 ページに移りまして違反転用への適正な対応ですが、現在、2.6haで29年度は増減がありませんでした。

3の活動計画・実績及び評価の活動実績ですが、担当地区農業委員、農地最適化推進委員が夫々の地区の監視を継続していただきたいと思えます。

1 4 ページをお願い致します。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1の農地法第3条に基づく許可事務の件数は4件、その下の表農地転用に関する事務は30件です。

1 5 ページをお願いします。農地所有適格法人からの報告への対応はありませんでした。下の表、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査は30件 農地の権利移動等の状況把握が31件、農地台帳の整備解消農地面積が789haとなっています。

1 6 ページをお願いします。地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容は水田の大規模化をあげてあります。農地法等によりその権限に属された事務は、耕作放棄地解消のプロジェクトとして地権者・農家のモデル地区の作成をあげさせていただきました。16ページの下の方、総会等の議事録の公表、活動計画の点検評価の公表は、いずれもホームページに掲載しております。

説明は以上です。

○議 長 ただ今、議案第4号につきまして、業務推進会議の最適化対策推進会議の議長林田さん、経過を説明願います。

○林田委員 3番林田です。私の方から若干経過説明をさせていただきます。先ほど事務局から説明がございました通り、農業委員会の適正な事務実施について、点検・評価及び活動計画等の策定を行うものとされておりますので、制定にあたっては農地利用最適化推進委員の意見を聞くこととされており、これを受けまして、4月9日に農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議が行われ、各委員の皆さんのご意見を伺う機会を設けております。4月20日までにご意見があればということでしたが、特に意見は出なかったそうです。また更に本日午後1時15分から業務推進会議の最適化対策推進会議を開催して意見集約を図ったところがございます。またさらに本日午後1時15分から業務推進会議の最適化対策推進会議を開催して意見集約を図ったところがございます。

また、今回農地等の利用の最適化に関する指針は、平成30年は変更なしですので、議案にはあげておりませんのでご了承ください。以上経過を説明させていただきました。

○議長 議案第4号につきまして事務局及び最適化対策推進会議議長より説明がありましたが、質問はありませんか。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 6番永野です。13ページに違反転用への適正への対応という項目がございますので、違反転用面積が2.6haとかなりの面積があがっているわけですが、これを行政ではどのような指導をし、どのような実効があったのか。もし具体的な事例があればお示しをお願いしたいと思いますけれども。

事務局挙手

○議長 事務局

○事務局 先ほど最適化対策推進会議でも意見が出まして、具体的な場所とか地図に落としたやつを見たいと。どうなっているんですかということをおっしゃったので、先ほど探したんですがすぐには出ないので、推進委員の皆さまがいらっしゃるところで、どういう状況下の表とか現地の地図をお配りしてと考えております。

永野委員挙手

○議長 永野委員

○永野委員 農業委員はそれなりの責任をもって許可を出しているわけですよね。当然ながら情報の共有化、またその実効性についてどの程度の行政指導、また私たちがどの程度指導できるのかということもある程度勉強しておかなければならないと思っています。例えば第1種農地で転用許可が出たにも関わらず、まだなにも施策化されてなくて、これが、許可が無効になるとか、ということも含めて、許可申請した人に、我々は直接お会いすることがあれば早くやりなさいとか、許可は無効ですよとか、そんなことをやっていかないと違反の転用面積というのは減らないと思います。

事務局挙手

○議長 事務局

○事務局 おっしゃるとおりですね。先ほど主幹の方から対策会議でも話が出たということをお

聞いております。あくまでも、違反して転用されている農地の総面積といたしますか、29年度の実績として表に上がっているわけですが、この数値というのは今までの累計といたしますか、過去のすべてを出しているわけでございます。だから29年度にこれがあったという数値ではないんですね。あくまでも29年度は、増減は0ということですけど、委員がおっしゃるように、過去数十年前からのそういうことをしているものの数値でございますので、このへんはまたお示しして、また可能な限り現地・研修会という講習会という形として事務局としては考えていかなければいけないのかなどこのように思っております。以上です。

○議長 よろしいですか。

○永野委員 はい。

○議長 他に質問はございませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。
議案第4号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号については、承認致します。

○議長 次に、議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開きください。

議案第5号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明致します。

この議案につきましても、先ほどの議案第4号と同様に農林水産省の通知に基づき実施しているものでございます。平成30年度の農業委員会の活動計画(案)について承認を求めます。

内容につきましては、池田主幹から説明致します。

○池田主幹 17ページですね。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画。
農業委員会状況は議案第4号と同じものです。

18ページをお願いします。担い手への農地集積・集約化。2の平成30年度の目標及び活動計画ですが、集積面積94.1ha、新規集積面積が10ヘクタールを目標としております。

活動計画として市産業振興課と農業委員、農地利用最適化推進委員全員が情報把握に努め、農地中間管理機構の活用を進める計画になっております。その下の表ですが、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、議案第4号でも出ましたが、参入目標を一経営体として平成30年度の活動と致しまして、市産業振興課、農業委員、及び農地利用最適化推進委員により地域の農業者と情報交換し関係機関との相談業務を行う。貸付農地を確保する。支援策の要望活動を行うなどを計画しております。

19ページをお願い致します。遊休農地に関する措置ですが、2.の30年度の目標及び活動計画、遊休農地の解消面積は、2ha。遊休農地の土地所有者の意向調整や新規就農者の担い手等の活用によって解消を目指してまいります。19ページの下、違反転用への適正な対応ですが、活動計画では随時担当地区農業委員及び農地利用最適化推進委員がそれぞれの地区の監視を行っていただくものです。

平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画は以上でございます。

○議長 ただ今、議案第5号につきまして事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

○議長 よろしいですか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。
議案第5号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案5号については、承認致します。

○議長 次に、議案第6号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

20ページをご覧ください。

議案第6号 下限面積（別段面積）の設定についてご説明致します。

この議案につきましては、農林水産省の通知に基づき、農地法3条による農地の取得、借受等について下限面積50アール要件を、毎年、設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから提案するものです。

内容につきましては、池田主幹から説明致します。

○池田主幹 20ページをお願いします。下限面積の設定について。農業委員会は毎年下限面

積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することになっております。そのため今年度の下限面積（別段面積）については以下の通りに提案致します。（１）農地法施行規則第１７条１項の適用について、方針３別段の面積を設定せず、現行の面積５０aの変更は行わない。理由と致しまして、農林業センサスで管内の農家、販売農家ですら、５０aまでの農家数を求めると４割に満たないため、（２）農地法施行規則第１７条第２項の適用について、方針別段の面積を設定せず、現行の面積５０a変更は行わない。理由と致しまして、管内の耕作放棄地が７．７％であり、農地の利用集積が進んでいるためと致しました。

説明ですが、平成２１年度の農地法改正に伴い、市町村の状況に応じて別段の面積を設定することが出来るようになり、平成２１年１２月より農地を農地法第３条にて農地の所有権移転や賃貸借権設定の際の下限面積について、当市は別段の面積を設定せずに最低５０aを必要要件とし現在に至っております。

平成２２年１２月に農業委員会の適正な事務実施については一部改正され下限面積及び設定理由並びに毎年の見直し・公表についてが設置され、下限面積は農林業センサスや利用状況調査の結果等を踏まえて、毎年設定・修正を検討して農業委員会総会で決定のうえ公表することになっております。

昨年も７月の総会でおはかりしたところでございますが、（１）の農地法施行規則第１７条第１項第３号では設定区域において定めようとする面積未滿の農地を耕作している人の数が総数の１００分の４０を下回らないように算定されるものであることとされております。

２１ページをご覧ください。これは農林業センサスを元に県が作成しました経営耕地面積農家数というものでございます。本市の販売農家は２７６軒あります。面積で言いますと、１０a未滿の方から多い人では２０ha以上まで耕作されている方がおります。販売農家数の２７６軒の４０％は１１０軒となります。表の０から３０、３０～５０を足しますと６７件ですので、４割には満たないため、５０aの変更は行わないものです。

次に（２）ですが耕作の目的に供されない農地等が相当程度存在したり、５０a未滿の農家数は増加して、農業上の効率的かつ総合的利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合のいずれにも該当する場合も下限面積を設定出来ますが、当市の場合は、昨年耕作放棄地調査において農地面積の７．７％ということで、想定程度荒れていないと判断されますことから、別段面積を設けなくても良いのではないかと考えてられます。

また近隣市町の下限面積といたしましては、印旛郡市すべて５０aとなっております。

説明は以上でございます。

○議 長 議案第６号につきまして事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、採決を行います。議案第６号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第6号については、可決致します。

○議 長 次に、協議報告第1号 農地法第4条第1項7号の規定による農地転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 22ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

今回は3件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、それぞれ駐車場、専用住宅、共同住宅に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第1号は終了致します。

○議 長 次に協議報告2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 23ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届け出に対する専決処分について。

事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので、ご報告致します。

整理番号1項から、24ページの5項までの5件です。

いずれも、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅4件、駐車場1件に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上となります。

○議 長 協議報告第2号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは無いようですので、協議報告第2号は終了致します。

○議 長 次に協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 25ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告書が1件提出されましたので、ご報告致します。

整理番号1項、車両部品置き場への転用について。5月2日に事前調査会メンバーと事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。

内容は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○議 長 協議報告第3号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第3号は終了致します。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

○議 長 その他事務局の方からは。

○事務局 特にはございません。

○議 長 それでは次に本日の会議次第の裏面をご覧ください。

6月の開催予定について。事前調査会が6月1日、金曜日、第2班の委員さんをお願いします。

総会は、6月8日 金曜日 午後2時から、場所は福祉センター3階の第一会議室です。

また、農地相談日は、6月1日を予定しておりますので、担当委員さんは事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉会

○議 長 以上で、本日の議案並び協議報告については終了致します。

閉会午後3時4分